

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）」に関する御意見の募集について

令和8年4月28日  
国土交通省

国土交通省では、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）」について、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### <意見募集要領>

##### 1. 意見募集対象

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件の一部を改正する件（案）

○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき建設分野特有の事情に鑑みて告示で定める基準等（案）

##### 2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック

コメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省不動産・建設経済局国際市場課において資料を配布します。

### 3. 意見募集期間

令和8年4月28日（火）から令和8年5月28日（木）まで（必着）

### 4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならない、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

#### ① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

#### ② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：[hgt-tokuteiginou1@ki.mlit.go.jp](mailto:hgt-tokuteiginou1@ki.mlit.go.jp)

#### ③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課意見募集担当あて

### 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

### 6. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課意見募集担当

電話番号03-5253-8121